

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その5～ 相続対策イコール節税対策ではない

1. 相続対策は相続税の節税対策に偏った対策は避けるべき

相続は5年から10年後に発生すると予想して対策を実行することが基本であり、その間の税制改正のリスク、租税回避行為としての認定、経済状況や心境の変化など不確定要素が多くあります。

また、全体の相続税を軽減させる対策であっても、個々の相続人に焦点を当てると有利・不利が混在する対策も少なからずあります。

例えば、養子縁組による対策では、法定相続人数の増加により、相続税の基礎控除額がアップし、かつ、法定相続人1人当たりの取得金額が小さくなり累進税率が緩和されて相続税負担は大きく軽減されます。

しかし、養子は実子と同等の相続権を有し、共同相続人間の相続分や遺留分に影響を与えることから、遺産分割協議などでもめる原因ともなりかねません。そのため、相続対策によって得られる相続税の軽減効果は副次的なものとして位置づけておくことがよいでしょう。

2. 相続対策は優良な資産を次の世代に承継していくための対策

所有する資産のうち「残さなければならない資産」、「残せばよい資産」及び「処分もやむなしと考える資産」に区分し、希望どおり残すべき資産等を次世代に無理なく承継することができる対策を講ずることが大切です。

また、過去に行った相続対策の見直しが必要となることもあります。なぜなら相続対策の効果の多くは、相続開始後に確定します。

そのため、相続対策を実行した後において、税制改正により効果が減殺された、家族構成の異動があった、心情の変化があった、経済状況が変動したような場合には、相続対策の見直しが必要となることがあります。